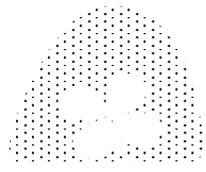


Assault
Prevention
Information
Space

～暴力防止に役立つ情
報の収集や発信の拠点
として様々な活動を行
っています～

APIS

NPO法人暴力防止情報スペース・APIS (アピス)



2018.10.18

No.73



(撮影 hitomint)

「写真作家としてアートフェアに出展しました」

「子どもへの性暴力に対するCAPの役割 PART I」参加報告

暴力の定義について

子どもの権利委員会へのNGOレポート

ボランティアアドバイザーやっています

本と映画の紹介

APIS 2018年7～9月の活動記録



「写真作家としてアートフェアに出展しました」



9月に開催された、大阪発の国際アートフェア「UNKNOWN ASIA2018」に写真部門から出展した。審査員・レビュアー100名によるビジネスマッチングもあるということで、アジア10カ国から、アート・イラスト・デザイン・パフォーマンスの、審査を通過した200組のアーティストが勢ぞろいし、会場は熱気で溢れた。

今年で4回目となるこのフェアだが、私は過去3回客として観に行っていた。大好きな写真家が出展していたからだ。そのうち（自分も出たいなあ）と思うようになり、応募し、審査を通過した。通知を受けたときは、頭に花が咲いたと思う（笑）

一般公開の2日間で6000人を超える来場者があった。たくさんのお客様と話し、感想をいただいた。コンセプトが十分に伝わっていることがよくわかり、本当に嬉しかった。普段の写真作家活動はグループ展または個展を大阪や東京のギャラリーで行っているのだが、今回初めてアートフェアに出展するというので、どのように展示するかすごく悩んだからだ。ギャラリー展示とは違い、アートフェアは作品を販売するための場である。

ところで、フェア開催中、ワクワクドキドキ大興奮ともうひとつ別の気持ちが自分の中に現れた。作家とはどういう人のことを言うのだろうか。作品が売れてこそ一人前の作家なのだろうか。審査員やレビュアーは「あなたは写真でこの先どうなって行きたいですか？」と質問する。私はわかった。この場で答えなければいけない答えがわかった。質問の陰に（売りたい気持ちを言葉にせよ）みたいなのがあるあるだった。

芸術ってなんだろうか。売り買いされるものだけを言うのだろうか。私は、人の自然な行為にこそ生きた芸術があると思っている。例えば、幼児が水たまりに足を思い切り突っ込む光景や跳ねた泥水の形状、空き缶集めのおっちゃんのペチャンコにされた缶の束を自転車に積み上げて走る姿など見ると（芸術やな〜）って感動してすごくハッピーになる。

アートフェアの作家の勢いと審査員に評価されるという場に、ある種アートの意味の偏りを感じた。アートフェアで何を言ってるのかと言われそうだけど。

自分の作品に意味をしっかりと持っていないと場に吞まれてしまう。そう思って、会場では床を踏みしめるように立っていた。そして、色々な場でうまく棲み分けすることも必要なことだなとも思った。



(H.N)

「子どもへの性暴力に対する CAP の役割 PART I」 参加報告

7月15日大阪市阿倍野市民学習センターであったCAP スペシャリスト研修に参加してきました。

2017年に改正された刑法には、CAP スペシャリストが知っておくべき大切なポイントがありました。それは、子どもの負担軽減の為に検察・警察・児相の三者協同面談が行われることです。これにより性虐待について子どもの証言を聴くことになる大人の対応の重要性が増します。子どもの性暴力のFirst Stepは、私たちCAPや幼稚園・保育園・学校の先生たち、保護者、地域の人であるかもしれません。

大人ワークショップを提供する際、園・学校に子どもへの性暴力への対応のポイントを説明し、誰でも新しい刑法に沿った対応が出来るよう伝えることが必要になります。子どもの証言を汚染させずに話を聴く留意点など、より一層の理解が求められます。

また、刑法改正後の大きな4点として①「監護者わいせつ罪」、「監護者性交等罪」が新設されて、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者がわいせつな行為をした者や性交等をした者は、暴行又は脅迫を用いない場合であっても「強制わいせつ罪」、「強制性交等罪」と同様に処罰されます。

そして、②強姦罪が強制性交等罪への変更です。「女子」という限定はなくなって、被害者の性別は問わないこととされ、処罰対象となる行為も「性交、肛門性交又は口腔性交」に拡大されています。

また、③親告罪であることによってかえって被害者に精神的な負担を生じさせている状況が認められ、性犯罪の非親告罪化になりました。そのため、改正後は被害者の告訴がなくても加害者を起訴することができるようになったのです。④性犯罪の法定刑も引き上げられました。以前は強盗罪より軽かったのですが、強姦（ごうかん）罪（強制性交等罪に改称）の法定刑の下限が懲役3年から「5年」に、強制性交等致死傷罪は懲役5年から「6年」と厳罰化方向になりました。

しかし問題点もあります。「抵抗を著しく困難にするほどの暴行や脅迫」を用いた場合に限り処罰できると解釈される「暴行脅迫要件」が、残ってしまいました。先進国では「同意」がないことで犯罪と認めているのに「暴行や脅迫」があったと被害者が示さないとなりません。

これらの刑法の改正を理解し、性暴力が子どもに与える影響を学校や地域に伝え、共有する事がCAPの役割として重要となります。提供できる態勢を整えて、より良いCAP大人ワークにつなげていきたいと思いました。

(たくわん)



The Presentation “APIS” 「暴力の定義について」

暴力についてネットで調べてみると「身体や財産などに加える物理的強制力や破壊力。暴力はその機能により、身体や財産への直接的強制、社会制度や組織の直接的破壊、暴力の恐怖を通じての心理的強制に分けることができる。」ということだった。

物理的強制力ということで身体的な暴力は大変わかり易いはずだ。ところが、「しつけ・教育」と言い繕って身体的な暴力まで正当化しようとする人たちが存在する。人間が人間に何かを教え伝えるとき、暴力は不必要である。『恐怖』は最大の学習障害である。教える側の経験・スキル・能力が教える内容に対して十分であれば、誰かが何かを知らないで失敗したときに「何をどうしたから（しなかったから）残念な結果になったのだから、何をどうすれば（しなければ）より良い結果につなげることが出来る。」と教え・指導できるはずではないか。

特に子供に対して「しつけ・教育」を行う大人は、気が付かないうちに子どもに対して自分が優位であるべきと思い込んでいたりする。大人も人間だから知らないことがあったり、出来ないことがあるのは当然だ。自分が十分にわかっていないことや経験していないことを認める勇気があれば、自分が教えようとする人間と共に学ぼうという姿勢を取ることが出来る。「しつけ・教育」は支配ではないのに、教えることより支配すること（相手が無盲目的に教える側に従う）に重きを置いて、思い通りにならない相手に自分の感情をぶつけることを「しつけ・教育」という人たちもまだまだたくさん存在する。

子どもに対してだけではなく、後輩や自分より地位が低いものに対して支配することで指導していると勘違いしている人たちもいる。直接身体的な暴力を行わなくても、精神的に威嚇したり、人格を貶めたりすることで自分の感情を相手にぶつけているだけのことを指導と捉え間違えているのである。精神的な威嚇はとてもしっかりと分かりにくいこともある。親の愛情を求める子どもの心を利用して「何々をするあなたは大好き。」などと条件付きの愛情を相手の目の前に餌としてぶら下げるのである。

相手が大人であっても「これがしきたりだ。伝統だ。」又は「こうすることが大切だ。」ととんでもないことを要求したりすることもある。少々のことでも弱音を吐いてはいけないと身も心もボロボロになってもなお働かせようとする会社があったりする。その人にとって何が少々のことでも、何がとんでもないことかはその人自身が決めることなのに会社・上司・同僚という本人以外の人が決めることを許している社会が存在するのも事実だ。自分のことを決めるのは自己決定として大切な権利のはずなのに、他人のことを決めてかかっているのに相手の権利を侵害していることに気が付かないどころか、相手のためにいいことをしてやっているという自己陶醉を押し付けていることに気が付かないのは何故なんだろう。暴力の定義は「人権侵害」だと考える。「人権」を正しく理解できないとき「人権侵害（暴力）」している自分に気が付かないのではないだろうか。

(JP)



子どもの権利委員会へのNGOレポート

2018年8月25日(土) サクラファミリア4F研修室

主催：子どもの権利条約 関西ネットワーク

参加動機

フェイスブックで見かけた「子どもの権利委員会へのNGOレポート」という報告会に参加しました。子どもの権利条約は、1998年11月に国連で決まり1990年に発効されました。日本が批准したのは、1994年4月です。世界193カ国が批准しています。アメリカは、批准していないそうです。ただ、日本の子どもたちは、子どもの権利条約があることを知らされていないような気がします。

第1部

初めに子どもの権利条約NGOレポート連絡会議の平野裕二さんから、国連・子どもの権利委員会での討論の概要の説明がありました。子どもの権利条約第43条に基づき、条約が批准国での実施状況の審査をするための機関が「子どもの権利委員会」です。また、「武力紛争への子どもの関与」と「子どもの売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する二つの選択議定書の実施状況の監視も担当していると言われていました。この二つの選択議定書をアメリカは、批准しているそうです。

委員会の構成は18名で、男女比がちょうど同数になっています。日本からは、大谷美紀子さんという弁護士が参加されています。委員は、自国の勧告について発言はできないルールがあると言われていました。

批准国は、批准した年の2年後までに1回目の子どもの権利状況を報告する決まりで、締め切りを設定されます。その後、委員会でその内容が検討されるそうです。日本は、何回か同じ内容の勧告を受けています。また、最近の日本は、委員会の勧告に対して反抗的な発言が見られるようです。ちょっと、びっくりしました。

第2部

多彩な活動をされている方からの発言があり、それに平野さんが応えられたり、更に説明を求められたりというやり取りでした。

最初の発言者は、藤本仲樹さん(アジア・太平洋人権情報センター)で、人種差別撤廃条約との関連で、日本国内での朝鮮学校無償化排除の件や「慰安婦」そして、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、部落問題について話されました。子どもの権利委員会へのロビー活動に、あの杉田水脈議員などが熱心に活動されていたと報告があり、日本ではメディアなどの報道も全くなくビックリしました。

2番目に遠矢家永子さんから、NPO法人SEANの活動紹介と児童性被害の現状について、ネットへの投稿で映像が無くならない被害の深刻さが話されました。

3番目に、話された方はLGBTの当事者で、お名前や年齢は公開できません。日々の生活の中で、不自由なことがたくさんあるという経験からのお話でした。例えば、トイレ(男性用トイレに行くか、女性用に行くか、使いにくい)、着替える場所の確保、指定水着着用の嫌悪感、部活の中での人間関係、担任教師の無理解、など、たくさんの困難を抱えながらの生活の様子を話されていました。



4番目に森松明希子さん（東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream(サンドリ)代表）から、子どもの生きる権利、子どもの最善の利益が尊重されていない現状への訴えがありました。震災当時、森松さんが母乳を与えていた下の娘さんが、今は小学校に通っていると聞いて、流れた月日の長さを痛感しました。

国連から福島原発事故の被害者の人権保護について、少なくとも6回の勧告が出されているにも関わらず、森松さんのように自主避難しているのは自己責任だとされて保護されていない状況にあり、特に被爆に脆弱な子どもの安全な暮らしへの保護と救済を求めて発言されていました。

私は、子どもの権利条約の内容や日本への勧告があることまでは知っていましたが、その勧告について日本がほとんど何の対応もしていないという状況に、本当にビックリしました。批准していても、勧告を無視するのであれば「子どもたちの権利」が守られていないという状況本当に腹立たしい気持ちです。

(M I)



ボランティアアドバイザーやっています

大阪市都島区社会福祉協議会にボランティアアドバイザーとして関わるようになって5年くらいになります。

短期間ですが自治体職員だったことがあり、行政組織については馴染みも、住民としての関係もあります。正直、社協という組織には馴染みがなく、NPO スタッフのボランティア保険で利用していましたが、個人的な暮らしで接点を持ったこともなかったです。

ところが、法律で全ての自治体に社会福祉協議会があって、行政政策を担っていることが分かりました。

特に、最近では災害対策・ボランティア活動の役割が重要になっています。

先日の大阪北部地震でも、想定していたことだけでは地域住民への対応に混乱があったとの話をアドバイザー連絡会で聞きました。その後が続いた台風による住民生活の困りごとについても連絡会で話題になりました。

地震では自分自身も被災者であることを実感する瞬間がありました。これから自然災害が増えていくように感じられ、いつどこで起こるかもしれない被害を少なくしたり長引かせない知恵や具体的な方法を蓄積する役割もあるのかなと思います。

9月23日にあった区民まつりでは区内のメーカーとコラボしたラムネ「みやこりんラムネ」を売る共同募金の活動をしました。共同募金会の仕事もしているのです。会場内の他のお店より高い値段が付いていますが、その分が募金に回ります。このようなコラボ企画はなかなか先駆的だと聞きました。

始めた頃ボランティア・市民活動センターの事業に関わるのが主だったのが、だんだんと社協全体の役割が分かるようになり、関わり方も変化していくように思います。

(のぶどう)

本の紹介



『成功ではなく幸福について語ろう』

著者 岸見一郎 出版社 幻冬舎

アドラー心理学「嫌われる勇気」の著者が、母校の中学、高校生に「これからの人生どう生きるか」と題して講演した内容と、人生相談への回答「挫折」について問われたインタビュー記事から書かれています。テーマは「幸福」です。幸福は各自においてオリジナルなもので質的なもの。成功は一般的なもの、量的なもの。幸福は存在に関わり、成功は過程に関わる。

講演会では、人が大人になるとはどういうことなのか。大人になるためには3つの条件があり、一つ目は自分の課題は自分で決める。二つ目は自分の価値は自分で決める。三つ目は one of them として生きる。

他者に自分がいかに貢献できているかということ振り返りながら、今日できることをしっかりとやっけていく、そんな人生を送ってほしいと書かれています。人生相談では、子育ての不安や心配で毎日が憂鬱しく暮らしたいのですが・・・。大学受験を控えた息子が毎晩遅くまでゲーム三昧、親としてどう接したらいいのでしょうか。などなど・・・。著者はどう回答しているでしょうか。

私がこの本のなかで気になった部分は、「まず自分が幸福になる」「あなたの幸福は必ず子どもに伝染していく」「個人の幸福を優先的に求めることをためらってはいけません」です。

60代もあと7か月。自分の幸福について考えながら生きてみようと思わせた本です。(Y. M)

映画の紹介



『カメラを止めるな!』

監督・脚本 上田慎一郎

ラジオで伊集院光さんが、この映画を絶賛していたことに興味を持ったのが始まりでした。ゾンビ映画だけどそうじゃないらしいし、おまけに制作費400万というではないですか!

興味しんしんで、どんな映画なんだろう? そんな安くでいい映画が撮れるのかな? と思いながら桂まで足を運びました。

あらすじをいうのは、これから観る人に失礼なので言えませんが(これもこの映画の大きな特徴!) あんなに映画館で声を出して笑ったのは初めてかもしれません。

シアターは満席で隣には知らない人が座っておられ、最初は気をつかっていたのですが途中から笑いをこらえられず。後半は笑っぱなしでした。シアターも笑いであふれていました。

見終わっての感想は、人間ってすごい! ということ。桂まで行った甲斐がありました。そして、心が温かくなりました。(M. G)



APIS の活動記録

2018年7月~9月

7月

- 4日(水) 都島区社協 ボランティアアドバイザー連絡会
- 7日(土) プチ講座 PC 講座
- 11日(水) わいわいトーク
- 12日(木) CAP 研修・CCJ から講師派遣
- 15日(日) CCJ スペシャリスト研修
- 19日(木) 定例ミーティング / NL 発送
- 22日(日) みんなで体罰を考えるネットワーク 夏のつどい
- 23日(月) 電話相談ミーティング
- 27日(金) HP ミーティング
- 28日(土) 都島区社協 みやこじま夏休みこどもシアター
- 31日(火) 古民家見学

8月

- 7日(月) ゆるゆるトーク
- 11日(土) ~19日(日) 夏休み
- 23日(木) 定例ミーティング / 電話相談スーパーバイズ
- 25日(土) プチ講座 PC 講座
- 31日(金) HP ミーティング

9月

- 5日(水) 都島区社協 ボランティアアドバイザー連絡会
- 6日(木) カウンセリング
- 10日(月) 電話相談ミーティング
- 11日(火) 講師派遣：大阪府看護協会「人権研修」
- 12日(水) わいわいトーク
- 15日(土) プチ講座 PC 講座
- 20日(木) 定例ミーティング
- 21日(金) HP ミーティング
- 23日(日) 都島区民まつり (桜ノ宮公園・雨天のため22日から順延)
- 26日(水) 大阪府人権協会 相談事例検討会
- 29日(土) タッピングタッチ基礎講座 A



編集後記

高校時代に組んでいたバンドメンバーと〇〇年ぶりに再会！みんな素敵に年齢を重ねていて、とてもかっこよかったです。(H N)

編集・発行

NPO 法人暴力防止情報スペース・APIS
〒534-0023 大阪市都島区都島南通 2-4-21
TEL:06-6924-5551
FAX:06-6924-5556

